

# 高知家の出会い・結婚・子育て応援団制度実施要領

## 1 制度の目的

より多くの県民のみなさまの結婚・妊娠・出産・子育ての希望をより早く叶えるため、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」（以下、「応援団」という。）制度を創設し、官民協働で少子化対策を推進する。

## 2 制度の内容

### (1) 概要

本制度は、出会い・結婚・子育てを支援する取組を実施するとともに、官民協働で取り組む結婚支援事業や子育て支援事業、ワーク・ライフ・バランス推進等に関する情報の発信及び提供を行う企業等の団体を県が募集・登録する。

### (2) 応援団に関する事項

#### ア 団体の要件

県内の市町村または県内に事務所もしくは活動拠点を有する各種法人もしくは各種団体で、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (ア) 本制度の趣旨に賛同し、2（3）に掲げる事項について協力する意向があること。
- (イ) 団体の諸規程（定款、寄付行為、規約、会則、個人情報保護の取り扱い方針に関する規程（プライバシーポリシー）等）が整備されていること。なお、労働組合などで規約等がない団体については、母体となる企業等の諸規程等が整備されていること。
- (ウ) 宗教活動または政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持もしくは反対することを目的としたものでないこと。
- (エ) 暴力団またはその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。
- (オ) 個人情報が適切に管理できること。

#### イ 団体の登録等

##### (ア) 申込

登録申込書（別紙様式1）に必要事項を記入し、関係書類を添えて県に提出すること。また、申込に当たっては、同意事項（別紙2）を確認のうえ、登録申込書（別紙様式1）に同意する旨を示すこと。

なお、イベント開催などの出会い・結婚支援事業を行うことを予定している団体（結婚相談、見合い及び結婚の斡旋、出会い、結婚の推進のいずれかを業として行う事業者を除く。）であって、イベントの周知や参加者募集等を行うに当たり、県子育て支援課ホームページ「高知で恋しよ！！応援サイト」応援団専用システム（以下、「専用システム」という。）の利用を希望する場合には、誓約事項（別紙3）を確認のうえ、登録申込書（別紙様式1）に誓約する旨を示すこと。

##### (イ) 登録

県は、提出された登録申込書の内容を審査し、応援団として適当であると認めた時は応

援団登録証（別紙様式2）を交付する。

なお、専用システムの利用を希望した団体へは、専用システムのログイン用IDも併せて付与する。

（ウ）登録期間

登録削除の申出がない場合は、登録を自動的に継続するものとする。

（エ）登録内容の変更及び削除

変更（削除）届を作成（様式自由）のうえ、事務局に提出する。

（オ）登録の取消

本要領に規定する事項が遵守されないときは、登録を取り消す場合がある。

なお、この場合は、県のホームページ上で団体名及び取消理由を公表する。

（3）応援団の役割等

下記に掲げる事項について、組織の状況（規模・業種等）に応じた協力を努める。

ア 独身者の出会い・結婚を支援する結婚支援サポーター、子育てを支援する子育て支援サポーター、またはワーク・ライフ・バランス推進担当者を配置。

イ 県や高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー（以下、「応援コーナー」という。）と連携し、出会い・結婚支援、子育て支援またはワーク・ライフ・バランス推進に関する取組。

ウ 県や応援コーナーが実施するイベント等の情報を周知。

エ 県による取組状況の調査への協力。

オ その他（出会いの機会等を提供できる団体）

出会いと結婚を希望する独身者を対象に、高知県内で出会いイベントの企画・実施を行う、もしくは、自団体内等の独身者に、県の結婚支援事業の周知、情報提供、イベントへの参加の後押しを行う、もしくは、高知県内においてマッチングシステムによるお引合せの場所等の提供を行う団体については、上記ア～エについても可能な範囲で協力をすること。

（4）県の役割

ア 県は、子育て支援課を応援団事務局として、団体の登録・管理に関する事務および本制度に関する広報等を行うことにより、制度の円滑な運営に努める。

イ 県は、応援コーナーとともに、応援団が実施する出会い・結婚支援、子育て支援、ワーク・ライフ・バランス推進の取組みについて、指導、助言、協力をを行い、取組みが円滑に実施されるよう努める。

ウ 県は、応援コーナーとともに、応援団に対し、出会い・結婚支援、子育て支援、ワーク・ライフ・バランス推進に関する情報提供及び情報交換を行い、取組みが円滑に実施されるよう努める。

（5）応援コーナーの役割

ア 応援コーナーは、応援団が実施する出会い・結婚支援、子育て支援、ワーク・ライフ・バランス推進の取組みについて、指導、助言、協力をを行い、取組みが円滑に実施されるよう努める。

イ 応援コーナーは、応援団に対し、出会い・結婚支援、子育て支援、ワーク・ライフ・バラ

ス推進に関する情報提供及び情報交換を行い、取り組みが円滑に実施されるよう努める。

### 3 個人情報の保護

本制度の実施にあたって、応援団は、知り得た個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律及び高知県個人情報保護条例に規定する内容を遵守しなければならない。

### 4 その他

この要領に定めるもののほか、高知家の出会い・結婚・子育て応援団制度に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附則

- 1 この要領は、平成28年3月24日から施行する。
- 2 高知の出会いと結婚応援団制度実施要領に定める「高知の出会いと結婚応援団」登録団体は、登録の中止の申出がある場合を除き、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」登録団体に移行したものとみなす。

#### 附則

- 1 この要領は、平成28年4月26日から施行する。  
ただし、改正前の様式による申込みも改正後の様式での申込みとみなす。

#### 附則

- 1 この要領は、平成31年4月19日から施行する。  
ただし、改正前の様式による申込みも改正後の様式での申込みとみなす。

#### 附則

- 1 この要領は、令和3年8月26日から施行する。  
ただし、改正前の様式による申込みも改正後の様式での申込みとみなす。

#### 附則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。